

武蔵野市中小企業勤労者等福利厚生資金融資条例を廃止する条例

上記の議案を提出する。

令和7年12月3日

提出者 武蔵野市長 小美濃 安 弘

武蔵野市中小企業勤労者等福利厚生資金融資条例を廃止する条例

武蔵野市中小企業勤労者等福利厚生資金融資条例（昭和57年4月武蔵野市条例第19号）は、廃止する。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年3月30日から施行する。

（武蔵野市市民生活総合基金条例の一部改正）

- 2 武蔵野市市民生活総合基金条例（昭和54年3月武蔵野市条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行い、改正後の欄の下線が引かれた部分とする。

次の表中、改正前の欄にのみ下線が引かれた部分については、対応する説明の欄に掲げる改正を行う。

改正前	改正後	説明
（基金の目的） 第2条 この基金の目的とする 施策は、次に掲げるものとする。 (1)から(4)まで （略） <u>(5) 武蔵野市中小企業勤労者 等福利厚生資金融資条例（ 昭和57年4月武蔵野市条例 第19号）に基づく事務</u> <u>(6)及び(7)</u>	（基金の目的） 第2条 この基金の目的とする 施策は、次に掲げるものとする。 (1)から(4)まで （略） <u>(5)及び(6)</u>	 号の削除 号の繰上げ

（提案理由）

社会情勢の変化等に伴い、制度を存続する必要がなくなつたと判断されるため、条例を廃止するものである。